

令和5年11月29日開催

令和5年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月29日(水曜日)
午後1時30分～午後2時23分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番	山浦 博	12番	山田 直子	21番	片桐 正敏
2番	本田 繁	13番	江口 保	22番	荻原 一郎
3番	三浦 哲郎	14番	渡邊美代子	23番	山崎登美雄
4番	土田 喜七	15番	江辺 耕一	24番	小川 芳秀
5番	山上 忠	16番	金山 吉夫	25番	和田 正春
6番	澤口 隆行	17番	瀬戸 一義	26番	笹川 勇雄
7番	笠原 久幸	18番	五十嵐博子		
8番	藤田 浩介	19番	明田栄以知		
9番	遠藤 忠夫	20番	阿部 恵作		
10番	長谷川治仁				

4. 欠席委員

欠席 1名 11番 澁木 誠治

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第19号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

報告第20号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第40号 農地法第4条の規定による許可処分取消申請について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 42 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 45 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定につ
いて

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

7 番 笠原 久幸 8 番 藤田 浩介

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 11 番 澁木 誠治委員の 1 名であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 8 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 7 番 笠原 久幸 委員及び</p> <p>議席番号 8 番 藤田 浩介 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 18 号から第 20 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号 39 番 笈ヶ島字元屋敷の畑、1 筆、300 m²、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 40 番 小高字新田の畑、1 筆、284 m²、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 41 番 佐渡山字川中、他の田、計 21 筆、25,368 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 42 番 米納津字野附、他の田畑、計 21 筆、14,201 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 43 番 国上字太田前の田、1 筆、3,300 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 44 番 杣木字枯木の田、計 5 筆、3,409 m²、売買に伴う利</p>

事務局	<p>用権の解約であります。</p> <p>受付番号 45 番 米納津字砂田の田、計 7 筆、3,069 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 46 番 吉田字谷内の田、計 2 筆、1,940 m²、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 47 番 庚塚の田、1 筆、5,076 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 48 番 大保字乗出の田、計 2 筆、2,042 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 49 番 庚塚の田、1 筆、2,490 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 50 番 粟生津字川原の田、1 筆、644 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 51 番 国上字長辰、他の田、計 4 筆、6,527 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 52 番 長辰字長崎の田、1 筆、600 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 53 番 横田字小竹田の田、1 筆、2,989 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 54 番 横田字大野の田、1 筆、893 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 55 番 横田字大野、他の田、計 9 筆、23,911 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 56 番 横田字大野の田、1 筆、1,359 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 57 番 横田字大野、他の田、計 3 筆、1,842 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 58 番 横田字中筒堤外の田、1 筆、2,458 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 59 番 熊森、他の田、計 10 筆、7,192 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 60 番 熊森字上川原、他の田、計 2 筆、2,744 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 61 番 熊森字新割、他の田、計 2 筆、4,223 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 62 番 長所字前田川東の田、1 筆、153 m²、耕作者の都合に</p>

事務局	<p>伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 63 番 長所字前田川東の田、1 筆、1,250 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 64 番 米納津字十二田の田、計 2 筆、2,056 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 65 番 米納津字大島崎、他の田、計 9 筆、7,722 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 66 番 米納津字野附、他の田、計 2 筆、626 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 67 番 富永字松田、他の田、計 17 筆、13,147 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 68 番 国上字居下の田、計 6 筆、8,471 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 69 番 国上字居下の田、1 筆、2,730 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 70 番 牧ヶ花字上川原、他の田、計 5 筆、10,668 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 71 番 中島字下表の田、1 筆、3,000 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 72 番 中島字上表の田、計 2 筆、1,378 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 73 番 中島字上表の田、計 3 筆、9,000 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 74 番 横田字前田、他の田、計 2 筆、4,090 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 75 番 横田字前田の田、1 筆、1,020 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 19 号「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号 3 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,729 m²、新地目は宅地。農地法第 5 条 1 項 2 号により農地転用許可が不要であり、現地は家屋建築済であるためです。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 20 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 13 番 大曲字砂押の田畑、計 4 筆、296 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。昭和 47 年 3 月</p>

事務局	<p>28日農地法第5条、自用住宅。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第40号「農地法第4条の規定による許可処分取消申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第40号「農地法第4条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号3番 桜町字居掛の畑、計2筆、298㎡、取消しの理由は「転用許可を受けてある土地であることを知らずに相続し、当初計画の農作業場、物置の建設計画はなく今後も転用する計画はないため」です。昭和48年8月23日、新潟県指令巻農地第12175号で許可としたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る11月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
江辺副委員長	<p>11月22日、午後1時30分より、市役所2階201会議室で、第1事前審査委員会、欠席1名、出席委員12名による審査の結果、「農地法4条の規定による許可処分取消申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、江辺副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 24 番 熊森の田、1 筆、3,357 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 25 番 上河原字中江、他の田、計 32 筆、18,801.49 m²、契約内容は使用貸借、同世帯内での貸借のため位置図は省略いたします。</p> <p>受付番号 26 番 佐渡字上居村の畑、1 筆、233 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 27 番 熊森字上川原の田、1 筆、1,014 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 28 番 長所字前潟の畑、1 筆、16 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同じく 2 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
江辺副委員長	審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、江辺副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 42 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 42 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 10 番 笹曲の畑、1 筆、416 m²、当初計画では庭園及び駐車場敷地を整備する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 3～4 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 11 番 水道町三丁目の田、1 筆、446 m²、当初計画では住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が共同住宅 8 戸及び駐車場 10 台を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 12 番 花見字堤下の田、1 筆、664 m²、当初計画では住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅の建設を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
江辺副委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、江辺副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 48 番 水道町三丁目の田、1 筆、507 m²、転用目的は共同住宅 8 戸及び駐車場 10 台。契約内容は売買、令和 6 年 8 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9～10 頁をご覧ください。</p> <p>アパートの賃貸経営をしておりますが、事業拡大のため当該地を購入し、共同住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 49 番 水道町三丁目の田、1 筆、446 m²、転用目的は共同住宅 8 戸及び駐車場 10 台。契約内容は売買、令和 6 年 8 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 5～6 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 11 番で説明した案件であります。</p> <p>アパートの賃貸経営を計画しており、当該地を購入し、共同住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 50 番 東太田字下枯木の田、1 筆、546 m²、転用目的は調剤薬局及び駐車場 12 台。契約内容は売買、令和 6 年 8 月</p>

事務局	<p>31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の11～12頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、調剤薬局を建設後、医薬品等を販売する会社に賃貸するものです。申請地は、農振除外された農振白地の農地で、ガス水道管が埋設された国道289号線に面しており、500m以内に、内科や小児科及び歯科等があることから、市街化が見込めると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号51番 下粟生津字下組の畑、1筆、95㎡、転用目的は駐車場4台。契約内容は売買、令和6年1月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の13～14頁をご覧ください。</p> <p>父親が車の整備業を営んでおり、駐車場が狭いことから、当該地を購入し、駐車場4台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号52番 小高字新田の畑、計2筆、955㎡、転用目的は共同住宅10戸及び駐車場17台。契約内容は売買、令和6年7月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の15～16頁をご覧ください。</p> <p>アパートの賃貸経営をしておりますが、事業拡大のため当該地を購入し、共同住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号53番 溝字堤内の畑、1筆、475㎡、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借。令和6年8月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の17～18頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭となったため、親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、</p>

事務局	<p>周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 54 番 花見字堤下の田、1 筆、664 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 6 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 7～8 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 12 番で説明した案件であります。</p> <p>家庭菜園ができる場所を探しており、当該地を購入するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 55 番 殿島二丁目の田、1 筆、473 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 6 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 19～20 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭となったため、職場に近い当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 56 番 吉田字谷内の田、計 2 筆、1,940 m²、転用目的は診療所及び駐車場 44 台。契約内容は賃借権。令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 21～22 頁をご覧ください。</p> <p>小児科を開業していますが、分娩施設はありませんが、新生児の診察ができる産婦人科医院を開院するため当該地を借り受け、診療所を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 57 番 笹曲の畑、1 筆、416 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 5 年 12 月 25 日完工予定。位置図・</p>

事務局	<p>土地利用計画図は、議案資料の3～4頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号10番で説明した案件であります。</p> <p>家族が増え、現在住んでいるアパートが手狭となったため、親が所有する当該地を借り入れ、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、受付番号53番に小川委員の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号53番を除いて、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
江辺副委員長	<p>審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」関係委員の案件である1件を除く9件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、江辺副委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号24番 小川芳秀委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後2時3分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、受付番号53番について、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

江辺副委員長	審査の結果、受付番号 53 番について、異議がなかったことを報告致します。
議長	只今、江辺副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 2 時 5 分)
議長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「許可」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議長	次に議案第 44 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 44 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 6 番 泉新字浦田の田、1 筆、970 m ² 、移転時期は令和 5 年 12 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 12 月 28 日。位置図は議案資料の 23 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 7 番 太田字太田前の田、1 筆、162 m ² 、移転時期は令和 5 年 12 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 12 月 28 日。位置図は議案資料の同じく 23 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 8 番 柚木字枯木の田、計 5 筆、3,409 m ² 、移転時期は令和 5 年 12 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 12 月 28 日。位置図は議案資料の 24 頁をご覧ください。

事務局	<p>受付番号 9 番 高木の田、1 筆、6,714 m²、移転時期は令和 5 年 12 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 12 月 28 日。位置図は議案資料の同じく 24 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 5 番 佐渡山字川上の田、1 筆、1,111 m²、設定期間は令和 15 年 12 月 5 日までの 10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 佐渡山字川中の田、1 筆、3,000 m²、設定期間は令和 15 年 12 月 5 日までの 10 年になります。</p> <p>受付番号 7 番 国上字居下の田、計 10 筆、3,321 m²、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年になります。</p> <p>受付番号 8 番 中島字上表の田、計 8 筆、2,885.5 m²、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年になります。</p> <p>受付番号 9 番 中島字上表の田、計 2 筆、4,233 m²、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年になります。</p> <p>以後は再設定となりますので、お読み取りください。 なお、関係委員の案件として、利用権設定の受付番号 8 番に本田委員の案件があります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権設定の受付番号 8 番を除いて、江辺副委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
江辺副委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 4 件、関係委員の案件である 1 件を除く利用権の新規設定 4 件、再設定 4 件異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、江辺副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

	(質疑なし)
江辺委員	審査委員会の際には話が出ませんでした。所有権移転の受付番号8番について、国道沿いの場所であり、もっと売買金額が上がるものと思われる。もっとよく審議しなくてよいのでしょうか。
明田委員	3年位前に、近くの田んぼの売買があったと思いますが、今回の売買金額と大体同じであったと記憶しています。
事務局	受け手の〇さんについては、住所は〇ですが、燕市吉田地内において田んぼを所有しています。この田んぼについても除草等の管理をきちんとしてもらおうよう、契約時にお伝えします。
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議長	それでは、関係委員である、議席番号2番 本田繁委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後2時17分)
議長	それでは、関係委員の案件、利用権設定の受付番号8番について、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
江辺副委員長	審査の結果、受付番号8番について、異議がなかったことを報告致します。
議長	只今、江辺副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 2 時 19 分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に、議案第 45 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 45 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。 はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 278 番 東太田字下枯木の田、計 3 筆、242 m ² 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	次に、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 165 番 東太田字下枯木の田、計 14 筆、2,471 m ² 、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、江辺副委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
江辺副委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 8 件、公社貸付 2 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、江辺副委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、副委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 44 号、第 45 号の案件につきましては、<u>12 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 23 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 笠原久幸

議事録署名委員 藤田 浩介
